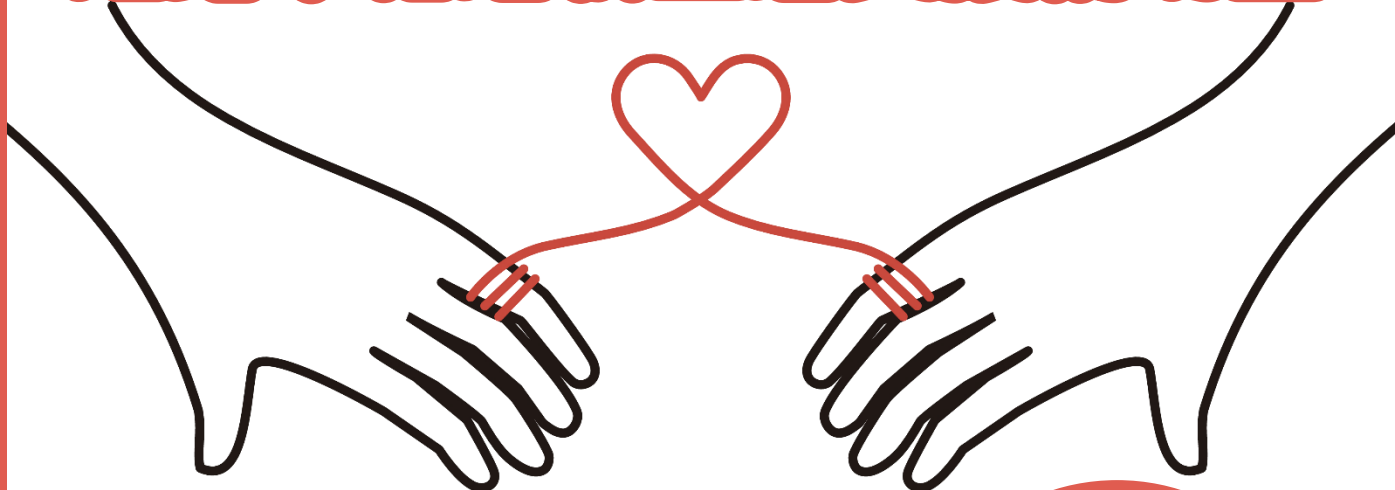


# 姫路市結婚新生活支援補助金



新婚世帯を対象に、住宅購入費、リフォーム費、家賃、転居費用等を補助します

## ■ 申請期間

令和8年 令和9年  
6月1日(月)～3月31日(水)

※年度末は大変込み合います。また、書類不足等不備がある場合は受付ができませんので、申請はお早めをお願いします。

補助額  
最大30万円

※夫婦とも婚姻日時時点で29歳以下の場合

最大60万円

## ■ 対象世帯の主な要件

- ▶ 令和8年1月1日から令和9年3月31日までの間に結婚された夫婦
- ▶ 夫婦ともに婚姻日時点の年齢が39歳以下
- ▶ 令和7年中(1月1日から12月31日まで)の夫婦の所得の合計が500万円未満  
※貸与型奨学金を返済していた場合は、令和7年中の返済額を合計所得から控除した額で判定
- ▶ 夫婦の双方又は一方が補助金の対象住居に住民登録を行っている
- ▶ 本補助金の交付申請日より2年以上継続して姫路市に住む意思がある
- ▶ 過去に本市又は他の自治体でこの制度に基づく補助を受けたことがない
- ▶ 交付申請日時時点で姫路市税を滞納していない
- ▶ 夫婦とも下記のいずれかの支援プログラムを受講している

ライフデザイン支援講座

プレコンセプションケアに関する講座

共家事・子育て講座

※支援プログラムを受講いただいても、他の要件等を満たしていなければ補助金の申請はできません。

※受講方法は下記の市公式サイトからご確認ください。

お問い合わせ先・申請場所

姫路市子ども総務課

(姫路市安田四丁目1番地 本庁舎2階)

☎ 079-221-1521

✉ shoushika@city.himeji.lg.jp

申請書類受付時間

平日9時00分～12時00分/13時00分～17時00分

※郵送では申請できません

市公式サイト▶

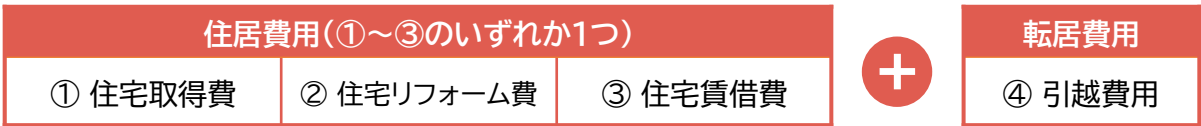


本補助金に  
関するQ&A▶



# ■ 対象経費

令和8年1月1日から令和9年3月31日までに支払った以下の費用



## ① 住宅取得費

- ▶ 建物代金のみが対象であり、その他土地代金等は対象外です。売買契約書に建物の取得金額の記載がない場合、別途建物の取得金額が分かる書類が必要です。
- ▶ 婚姻前に住宅を取得した場合、婚姻日から遡って1年以内の契約が対象です。
- ▶ ローンの支払いは、3ヶ月分(原則、婚姻月以降)を上限とし、住宅ローン手数料及び利息は除きます。

## ② 住宅リフォーム費

- ▶ 住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用が対象です。
- ▶ 倉庫、車庫に係る工事費用や、門・フェンス・植栽等の外構に係る工事費用、エアコン・洗濯機等の家電の購入・設置等に係る費用は対象外です。
- ▶ 婚姻前にリフォームをした場合、婚姻日から遡って1年以内の契約が対象です。
- ▶ ローンの支払いは、3ヶ月分(原則、婚姻月以降)を上限とし、住宅ローン手数料及び利息は除きます。

## ③ 住宅賃借費

- ▶ 賃料、共益費、敷金、礼金、仲介手数料が対象です。
- ▶ 賃料・共益費は、3ヶ月分(原則、婚姻月以降)が上限です。

## ④ 引越費用

- ▶ 運輸局の許可・届出のある運送業者への支払いが対象です。
- ▶ 婚姻前に引越しをした場合、婚姻日から遡って1年以内の引越しが対象です。

## 共通事項

- ▶ 姫路市、国又は他の自治体から対象経費に対する補助金等金銭的給付を受ける場合は当該費用は補助対象外です。**※みらいエコ住宅2026事業の補助制度とは併用できません。**他の補助制度との併用についてはご相談ください。
- ▶ 住宅の取得・リフォーム・賃借及び引越しの契約名義人は夫婦のいずれかである必要があります。
- ▶ 住宅賃借の貸主(不動産仲介業者を介する場合を除く)、住宅の売主、住宅リフォームの施工者が個人かつ夫婦と2親等以内の親族である場合の住居費用は補助対象外です。



本補助金を申請するにあたり、「**姫路市結婚新生活支援補助金に関するQ&A**」(表面下部の「本補助金に関するQ&A」二次元コードからアクセス)を必ずご確認ください。

# ■ 申請手順

## 1. 支援プログラムの受講及び申請書類の提出



(1) 夫婦双方が、支援プログラムを1つ受講します。

(2) 下記のA及びBの申請書類をこども総務課の窓口へ提出します。

**HP** 姫路市公式サイトに様式があります

### A 全世帯に必要な書類

- ▶ 姫路市結婚新生活支援補助金交付申請書 **HP**
- ▶ 姫路市結婚新生活支援補助金に係る誓約書 **HP**
- ▶ 婚姻届受理証明書または戸籍謄本  
※外国方式の婚姻の場合、外国が発行する結婚証明書では受付ができません。
- ▶ 住民票(マイナンバーの記載がないもの)
- ▶ 所得証明書(令和8年度(令和7年中)の所得証明書)  
※所得がない場合も合計所得金額欄に「0円」の記載があるものが必要です。(「\*」等数字以外の場合は受付ができません。)
- ▶ 滞納無証明書(姫路市税に滞納がない証明書)
- ▶ 住宅手当等支給証明書 **HP**  
※勤務先から住宅手当等の支給を受けていない場合も必要です。  
※育休・産休中、個人事業主、アルバイト等の場合も必要です。

### B 申請内容に応じた必要な書類

- ◎ 住宅を新築・リフォームした場合  
物件の工事請負契約書+領収書の写し  
※ローン返済分を申請する場合、ローン返済計画表も必要です。  
※リフォームの場合、リフォーム内容が分かるものも必要です。
- ◎ 住宅を購入した場合  
物件の売買契約書+領収書の写し  
※ローン返済分を申請する場合、ローン返済計画表も必要です。
- ◎ 賃貸住宅に入居している場合  
物件の賃貸借契約書+領収書の写し
- ◎ 引越しをした場合  
引越費用に係る領収書の写し
- ◎ ご夫婦の所得の合計が500万円以上の場合  
令和7年中の貸与型奨学金の返還額がわかる書類

必要な書類の詳細はこちらから



## 2. 交付の決定

(市から決定通知書等を郵送)



## 3. 請求書の提出

(振込先口座等を電子申請)



## 4. 口座振込み

(3. から約1ヶ月後)



【お問い合わせ先・申請場所】 姫路市こども総務課